

# 最近の審判決例にみる商標法第4条第1項第7号における公序良俗概念

会員 齊藤 整・勝見 元博



さいとう せい かつみ もとひろ

## 要 約

商標法第4条第1項第7号における公序良俗概念は、抽象的かつ流動的であることから、同号の適用範囲を画することは容易ではない。同号は、一般条項の如く機能することがあり、近年、従来型の典型事例のみならず、多様な種類の事件において弾力的に適用されている。本稿では、同号該当性が問題となった最近の事例を体系的に分類し、同号における公序良俗概念の解釈傾向を考察した。

## 目 次

1. はじめに
2. 公序良俗概念の解釈傾向の検討
  - 2.1 〔類型1〕 国家資格等との関連を誤認させるおそれのある商標
  - 2.2 〔類型2〕 行政組織等との関連を誤認させるおそれのある商標
  - 2.3 〔類型3〕 各種団体との関連を誤認させるおそれのある商標
  - 2.4 〔類型4〕 構成自体が公序良俗を害するおそれのある商標
  - 2.5 〔類型5〕 他の法律によってその使用が禁止されている商標
  - 2.6 〔類型6〕 公共的利益の私的独占に係る商標
  - 2.7 〔類型7〕 著名な故人の氏名等を冒用する商標
  - 2.8 〔類型8〕 原産地表示を冒用する商標
  - 2.9 〔類型9〕 他人の標章を冒用する商標
3. おわりに

.....

### 1. はじめに

商標法第4条第1号第7号（以下、「7号」という。）においては、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」は登録を受けることができないと規定されている。

現行商標審査基準によれば、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」とは、次のような場合に該当する商標をいうと述べられている。

- (a) 商標の構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合。
- (b) 商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又

は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳に反するような場合<sup>(1)</sup>。

- (c) 他の法律によって、その使用等が禁止されている商標。
- (d) 特定の国若しくはその国民を侮辱する商標。
- (e) 一般に国際信義に反する商標。

一般論として、「公の秩序又は善良の風俗」、すなわち公序良俗の概念は、公共的または道徳的な見地から解釈され、その解釈は、時流に応じて変動する。

また、公序良俗違反を根拠とする法的規制は、個別具体的な事情に応じて、紛争を弾力的に解決するために、法の不備を補完する役割、すなわち具体的妥当性を求める一般条項的な役割を担うことがある。

7号の適用範囲の予測は、このような公序良俗概念の抽象性および流動性に起因して、必ずしも容易ではない。7号の適用範囲を予測するにあたっては、7号該当性が争われた裁判例および審決例から、その適用判断の傾向を把握することも意味があろう。本稿では、7号の適用について争われた最近の裁判例および審決例を体系的に分類して紹介し、各事件における判断から、7号における公序良俗概念の解釈傾向を考察する。

### 2. 公序良俗概念の解釈傾向の検討

以下においては、7号該当性が問題となった最近の裁判例および審決例を類型毎に紹介しながら、7号における公序良俗概念の解釈傾向を検討する。後掲の表は、注目すべき裁判例および審決例を纏めたものであ

る。なお、本文中で事件名の後に付す番号は、当該表において各事件に付した連続番号と対応する。

## 2.1 〔類型1〕 国家資格等との関連を誤認させるおそれのある商標

「〇〇士」等からなる商標が、(a) 国家資格等（国家、地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体が認定する資格）を表す場合、または (b) 国家資格等と一見紛らわしく世人をして誤認させるおそれのある場合は、国家資格等の制度に対する社会的信頼を失わせ、公序良俗を害するおそれがあるとして、7号の適用対象となる（商標審査便覧 42.107.02）。

国家資格等の名称の7号該当性が問題となる事案では、既存の国家資格等と誤認されるおそれの有無が判断基準とされる。「〇〇士」等、何らかの資格を想起させる商標であっても、既存の国家資格等との誤認が生じ得ないという事情が認められれば、7号該当性は否定される<sup>(2)</sup>。

「秘書士」事件(1)では、秘書業務の認定資格として、文部科学省が認定する「秘書技能検定」が存在するものの、出願人は教育協会の代表者であり、実質的には教育協会の出願に係るものであって、教育協会による長年の実施の結果、需用者の間において周知となっており、「秘書士」と「秘書技能検定」とは誤認を生ずるおそれはないとして、7号該当性が否定されている。

## 2.2 〔類型2〕 行政組織等との関連を誤認させるおそれのある商標

「〇〇大臣」、「〇〇審議会」、「〇〇大学校」等、国の行政機関または行政組織との関連を誤認させる商標にも、7号が適用され得る。

「建設大臣」事件(13)においては、「建設大臣」の文字からなる商標は、従前の建設省の所管事務を統括していた建設大臣との関連を誤認させ、または建設に関する行政分野を統括する大臣の名称であるかのように誤信させることは明らかであるとして、7号該当性が肯定されている。

もっとも、「〇〇大臣」等からなる名称であっても、一般世人において、いずれの行政組織または行政分野との関わりも想起されないことが明白であれば、7号の該当性は否定され得る（過去例として「申告大臣」事件参照<sup>(3)</sup>）。

## 2.3 〔類型3〕 各種団体との関連を誤認させるおそれのある商標

「協会」、「学会」等、ある目的のために設立・維持される団体の名称を示す語を含む商標の7号該当性が問題となる場合がある。近時、「〇〇協会」からなる商標は、任意に設立された一種の会の名称を表示したものと看取されるとして、7号該当性を否定する審決例が多い（「全日本めんこ協会」事件(18)、ドッグライフカウンセラー協会」事件(19)、「日本動物衛生看護師協会」事件(20)）。

もっとも、当該商標が、特定の法律に準拠して設立された団体、または既存の任意団体との誤認を生じさせる場合、これらの団体との関係が認められない者によるかかる商標の採択・使用は、取引者、需要者に混乱を生じさせかねないことから、7号に該当し得る（過去例として「日本知的所有権登録協会」事件参照<sup>(4)</sup>）。

他方、「皮膚疾患学会」事件(21)のように、既存団体との誤認を積極的に論じていないが、実際に存在する学会であるかの如く需要者に誤認させ、権威の存在を偽装する意図が窺えるとして、7号を適用する例もある。

また、国内団体のみならず、外国団体の名称を有する商標にも7号が適用され得る。審決例では、当該外国団体の活動実績、商標と当該外国団体の標章との類似度、および指定商品と当該外国団体の業務との関連性などが総合的に考慮され、国際信義上の観点から、7号該当性が判断されている（「RYA 英国ヨット協会」事件(22)、パリ交通公団回数券図形事件(23)）。

ただし、その商標が当該外国団体の略称と一致する場合であっても、取引者、需要者に当該外国団体と関連性を何ら想起させないことが認められる場合、7号の該当性は否定される（「ISFnet」事件(24)）。

## 2.4 〔類型4〕 構成自体が公序良俗を害するおそれのある商標

商標の構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、7号の適用対象となる。最近の審判決において、この類型で争われる事例は多くない。この類型は、7号において、最も基本的な公序良俗違反の態様といえるが、時流や判断者の倫理観が判断に影響し易いので、適用範囲の予測が困難なタイプの1つである。

「KILL」事件(25)では、「殺す、殺害する」等の意味を有する英語「KILL」からなる商標について、人命を軽視するかの如く他人に不快な印象を与えるおそれがあるとして、7号該当性が肯定されている。

## 2.5 〔類型5〕他の法律によってその使用が禁止されている商標

### 2.5.1 〔類型5-1〕学校教育法違反

学校教育法第83条の2によれば、専修学校、各種学校その他同法第1条に定める「学校」以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならないことが規定されている。「大学」、「高等専門学校」など、学校教育法上の「学校」等を想起させる名称を含む商標は、その対応する「学校」に該当しない者によって出願された場合、7号の適用対象となる（「広島調理師専門学校」事件(28)）。

一方、審決例の中には、出所識別機能が極めて弱いことから、学校教育法に基づいて認可を受けた「学校」等を想起させない（「経営者大学」事件(29)）、または学校教育法上の「学校」等と異なる名称である（「北海道動物総合学院」事件(30)）として、7号該当性が否定されたものがある。

### 2.5.2 〔類型5-2〕商法上の商号単一原則違反

法人が複数の商号を有することは禁止される（商号単一の原則）<sup>(5)</sup>。商号と認識される商標は、当該商号と異なる商号を有する法人によって出願された場合、7号の適用対象となる。商号と認識される商標としては、「株式会社」、「Co.,Ltd.」等を含む商標が挙げられる。ただし、商標が会社の商号と認識し得ないと認められる場合、7号該当性は否定される（「Tokyo Glass Company」事件(31)）。

### 2.5.3 〔類型5-3〕銀行法違反

銀行法第6条第2項によれば、銀行でない者は、その商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない旨が規定されている。「銀行」、「バンク」など、銀行であることを示す文字を含む商標は、銀行でない者によって出願された場合、7号の適用対象となり得る（「女性市民バンク」事件(32)）<sup>(6)</sup>。もっとも、銀行業とは無関係の商品・役務を指定商品・指定役務とした例では、7号該当性が否定されている（「携帯銀行」事件(33)）。

### 2.5.4 〔類型5-4〕著作権法違反

他人の著作権と抵触する商標の7号該当性が問題となる場合がある。

従来<sup>(7)</sup>の審決例において、他人の著作権と抵触する商標は、著作権法の規制の対象であるとして、原則として審査基準にいう「他の法律によって、その使用等が禁止されている商標」に該当すると解されていた（POPEYE 凶形事件<sup>(7)</sup>）。しかしながら、キューピー凶形事件判決においては、他人の著作権と抵触する商標であっても、7号に規定される商標に当たらず、「他の法律によって、その使用等が禁止されている商標」には該当しない、と判示された<sup>(8)</sup>。最近の審決例では、同判決の解釈を踏襲して、他人の著作権と抵触する商標の7号該当性を否定するものがあり（「Yellow Submarine」事件(35)）、今後もこの傾向が継続されるか否かが注目される。

他人の著作権と抵触する商標であることの一事をもって、7号に該当するとはいえないまでも、商標と著作物との酷似性、著作物・著作者の知名度、出願人（権利者）と著作者との関係、出願人の権利取得の意図、外国著作物については国際信義を総合的に考慮して、当該出願人による当該商標の独占使用が公正な競争秩序を阻害すると認められる場合には、7号該当性が肯定される余地はあると考えられる。

## 2.6 〔類型6〕公共的利益の私的独占に係る商標

観光行事名、観光地名、政策名、規格名など、独占適応性の乏しい、公共性の高い名称等を含む商標が、一私人によって出願された場合、7号が適用され得る（過去例として「母衣旗（ほろはた）」事件参照<sup>(9)</sup>）。

各審決例では、(a) 商標の構成から特定の観光行事等が想起されるか否か、(b) 当該名称による公共的利益への便乗を意図して出願されたものか否か、および(c) 一私人による独占が当該観光行事等に関わる競合業者の営業活動を不当に阻害するおそれがあるか否か、などが考慮され、7号該当性が判断されている（「梅露庵」事件(40)、「松林庵」事件(41)、「日田祇園」事件(42)、「木曾川鶴飼」事件(43)等）。

「日田祇園」事件(42)では、夏祭りの名称の一私人による独占は、祭礼において出店する土産物屋などの地域周辺の業者による当該名称の使用を不可能または困難にし、商標権に関わる無用の混乱を招くおそれ

があるとして、7号該当性が肯定されている。

## 2.7 〔類型7〕著名な故人の氏名等を冒用する商標

著名な故人の氏名、略称、肖像等を含む商標は、7号の適用対象となり得る<sup>(10)</sup>。

各審決例では、(a) 当該商標の構成から当該商標に接する需要者によって特定の故人が想起されるか否か、および (b) 出願人（権利者）による当該氏名の独占使用が不当であるか否かに基づいて、7号が適用されている。さらに、著名な外国人の氏名が問題となる事案では、国際信義上の観点から判断されている（「KENNEDY」事件（50）、「Picasso World」事件（52）、「Diana's Legacy in Roses」事件（54））。この適用類型において、7号は、著名故人の名声または顧客吸引力へのフリーライドを防止する役割を果たしている<sup>(11)</sup>。

特定の故人が需要者によって想起されない場合（「HENDRIX」事件（51）、「マティス」事件（55）、「雷蔵外伝」事件（56）等）、または特定の故人を想起させ得るとしても、その氏名の独占使用が不当でない認められる場合（「WILLIAM MORRIS」事件（49）、「BABY BEETHOVEN」事件（53）、「山内一豊の妻」事件（57））、7号の適用が否定される。これらの判断に際して、各審決例では、商標の構成、指定商品・指定役務との関係、当該人物の知名度および公共性、ならびに死後経過年などが考慮されている。

また、遺族等による承諾の事実が考慮され、7号該当性が否定される場合がある（「Janosch」事件（48））。7号においては、遺族等による承諾の効果は明文化されていない。7号は公益的観点から適用される規定であるから、私人間の合意のみによって適用判断が左右されるべきではないが、当該氏名の使用について正当な権利を有する者からの承諾を、その出願人による氏名の独占使用が不当ではないことの一判断材料とすることは許されると解する。

## 2.8 〔類型8〕原産地表示を冒用する商標

原産地表示から構成される商標は、7号の適用対象となり得る。

原産地表示は、その産品を指定商品とする場合、商標法第3条第1項第3号または第4条第1項第17号等、他の登録拒絶規定の適用対象となり得るが、産品以外の産品を指定商品とする場合であって、当該原産

地表示へのただ乗り、その希釈化のおそれがあると認められる場合、また、外国の産地については国際信義に反すると認められる場合、7号の適用対象となる（「CHAMPAGNE / シャンパン」事件（62））。

ただし、商標の構成から、産地として認識し得ない場合、または特定の産地が直ちに想起されない場合は、7号該当性が否定されよう（国名略称について、「AND」事件（59）および「AOSIS」事件（60）参照。役務提供地名について、「満州ニラらーめん」事件（61）参照。）。

「ボルドーシック / BORDEAUX CHIC」事件（63）においては、「ボルドー」の語が商品の色彩（赤ワイン色）を表示するものとして使用されている旨主張されたが、指定商品の出所表示として使用される場合には、むしろ「ボルドー地方」を想起させるとして、7号該当性が肯定されている。

## 2.9 〔類型9〕他人の標章を冒用する商標

他人の標章であることを知りながら自己の商標として出願した場合、かかる商標の出願、登録は剽窃的であるとして、7号が適用されることがある。

商標法が先願主義を採用する以上、他人の使用する商標であっても、その商標が周知であるなどの事情がない限り、先に出願すれば登録を受けることができる。しかしながら、他人の標章が未登録であることを奇貨として、不正の利益を得る意図で出願する行為は、公正な取引秩序を乱すおそれがあり、その独占使用を認めることは、取引秩序の維持という商標法の目的に反する。

この適用類型においては、商標登録出願が「剽窃的」であるか否かをいかなる事情に基づいて評価するかが問題となる。各裁判例および審決例において、「剽窃的」であるか否かの評価は、様々な客観的事実を考慮して、総合的に判断されている。

まず、他人の標章との酷似性が考慮される（「Star Bolt」事件（67）等）。商標があまりに酷似している場合、それは偶然の一致とは考えられず、当該他人の標章に依拠したことが窺えるからである。ただし、他人の標章には一定の独自性が要求される（「HORTILUX」事件参照<sup>(12)</sup>）。他人の標章に独自性がない場合、当該標章に必ずしも依拠されたといえないからである。

また、他人の標章の周知度も考慮される（「COMEX」事件（66）等）。他人の標章が周知である場合、当該

標章の名声にフリーライドする目的で先取りの出願されたことが窺えるからである。

また、権利者が被剽窃者に対して商標登録後直ちに警告を行っている場合、または権利者が被剽窃者に対して商標権の買い取り要求もしくは使用料の請求を行っている場合などの事情も考慮される(「SHUNKAN」事件(68)、リサイクルマーク図形事件(71))。これらの事情から、商標登録出願が、被剽窃者の営業活動を妨害する意図または被剽窃者との取引を独占する意図でなされたことが窺えるからである。

さらに、その出願が、退職後の元従業員による無断出願である場合、または販売代理店契約終了後の輸入業者による無断出願である場合など、出願人と被剽窃者との関係および出願に至るまでの経緯が考慮される(「Shock Wave」事件(64)、「いんふいっと」事件(65)、「kranzle」事件(72))。

裁判例および審決例においては、以上の事情が考慮され、総合的に判断された結果、出願人による出願行為が剽窃的であり、公正な取引秩序を混乱せしめると評価される場合、7号該当性が肯定される。

ところで、7号が、他人の使用する標章が冒用されるケースに適用されるとすると、他人の周知未登録商標と同一または類似の商標を不正の目的で出願した場合に適用され得る商標法第4条第1号第19号との関係をいかに捉えるが問題となる。19号の規定は、周知性の立証を要求する。しかしながら、7号が適用されるケースにおいて、周知性は、必須要件ではなく、総合的判断の中での一判断要素として考慮されるにすぎない。したがって、周知性の有無が明らかではない場合であっても、7号を適用して、他人の標章との関係を根拠に登録を無効とすることが理論上可能となる。もっとも、7号の過剰な適用は、法的不安定を引き起こし、他の規定の立法意義を失わせるおそれがある。したがって、かかる場面では、他人の標章の周知性が明らかでないにもかかわらず当該登録を無効とするための合理的な根拠として、商標権取得行為の悪性または商標の独占使用による社会的弊害の点で、相応の事情が必要とされるべきである<sup>(13)</sup>。

### 3. おわりに

以上のように、7号該当性が問題となった事例を、

類型毎に検討してきたが、7号の適用は、各類型に該当するか否かに拘泥して判断されるものではない。各事案の個別具体的な事情に応じて、商標権による要保護性と、商標の独占によって生じる社会的弊害との比較考量の結果として、具体的妥当性を考慮して弾力的に判断されるべきものである。

近時の傾向として最も注目されるべきは、上記〔類型1〕～〔類型5〕のような従来型の類型に加えて、上記〔類型6〕～〔類型9〕のような私的独占ないし冒用を根拠に7号該当性を肯定する事例が増加していることである。7号における公序良俗概念は、まさに拡大傾向にあるということができよう<sup>(14)</sup>。今後も、同様の事例がさらに出現することが予想され、また、弾力的な適用の結果として、新たな適用類型が創出されることもあり得る。

このような拡大傾向の中では、7号における公序良俗概念が、合理的な範囲を超えて好都合に解釈されることが危惧される。特に職権主義が妥当する場面においては、職権による裁量判断が7号の適用対象の幅を容易に拡張させ得ることから、恣意的な解釈適用の自制が判断者に要求される。7号は、商標法における「伝家の宝刀」であって、濫用されるべきではない。よって、7号を適用しようとする際には、事案の個別具体的な事情を深く勘案した上で、商標制度全体を俯瞰しながら、高度の客観性をもって判断されることが望まれる<sup>(15)</sup>。

### 注

- (1) 商標審査基準第22頁によれば、「『差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形』に該当するか否かは、特にその文字又は図形に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。」と述べられている。
- (2) 商標審査便覧42.107.02。「ただし、一般世人において、国家資格等とは無関係のものであると理解される商標である場合、又は、当該出願が国家資格等の認定機関(関係法令等に規定されている機関、監督官庁が認める実質的な認定機関等をいう。)が出願人であった場合には、上記法条に該当しないものとする。」
- (3) 平成16年3月12日審決(不服2003-12037「申告大臣」事件)。「『申告』の文字が、……国の特定の行政機関の達成すべき任務を個別具体的に表したものとはいいい難い」として、7号該当性が否定されている。
- (4) 平成10年12月4日審決(平成8年審判第16401号「日本知的所有権登録協会」事件)。「特許庁ないし文化庁な

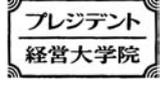
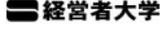
- どと何らかの関連を有する公的機関等によって提供される役務であるかのように誤信」するとして、7号該当性が肯定されている。
- (5) 近藤光男著「商法総則・商行為法〔第5版〕」第58頁。  
「商号単一の原則とは、商人が一個の営業を行うにすぎないときには、商号も一つでなければならず、複数の商号をもつことが禁止されるというものである。…(中略)…このような商号単一の原則は、商法上特に定めた規定はないが、これを認めることに学説上異論はない。」と述べられている。
- (6) 例外的な事例として、平成13年4月2日審決(平成11年審判14413号「SOFTBANK」事件)では、『bank』、『バンク』の語は、……その他に『貯蔵所』の意味も有する」として、銀行であることを示す文字とは認識しないと判断されている。
- (7) 平成7年1月24日審決(昭58年審判19123号POPEYE図形事件)。
- (8) 東京高判平成13年5月30日判決(平成12(行ケ)386)。「特許庁の審査官が、出願された商標が他人の著作権と抵触するかどうかについて必要な調査及び認定判断を遂げた上で当該商標の登録査定又は拒絶査定を行うことには、相当な困難が伴うのであって、特許庁の商標審査官にこのような調査をさせることは、極めて多数の商標登録出願を迅速に処理すべきことが要請されている特許庁の事務処理上著しい妨げとなることは明らかであるから、商標法4条1項7号が、商標審査官にこのような調査等の義務を課しているとは解することはできない。」と判示されている。
- (9) 東京高判平成11年11月29日判決(平成10年(行ケ)18「母衣旗」事件)。福島県石川町の伝承的な地名である「母衣旗」が町の経済振興のための施策に使用されることを知りながら出願されたケース。7号該当性が肯定されている。
- (10) 商標審査便覧42.119.02。著名な死者の氏名等に関して、「死者の氏名等は、死亡時の配偶者が生存中であって、その配偶者の承認を得ていない場合等は、商標法第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶する。」と述べられている。現存する人物の氏名については、商標法第4条第1号第8号が適用される。「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)」
- (11) 山田威一郎「商標法における公序良俗概念の拡大」知財管理第51巻第12号第1870頁は、「その死後もその人名、肖像に何らかの財産的価値が残存することは確かであろう。」と述べる。
- (12) 平成16年12月21日判決(平成16年(行ケ)7「HORTILUX」事件)。「本件商標『HORTILUX』中の『HORTI』は、園芸を意味する英語である『horticulture』に由来するものであり、この語は少なくとも園芸用器具類の製造販売に係る業界においては一般に知られていることと認められ、また、同商標中の『LUX』の語がランプ照度の単位を表すものであることも一般によく知られているところであるから、被告がその商品である園芸用ランプに、これらを結合した造語商標『HORTILUX』を採択することは、原告商標について認識するまでもなく容易に想到し得るものであり、剽窃したなどの事情はないとして、7号該当性が否定されている。
- (13) 商標法第1条第10号および第15号との関係についていえば、これらの規定を根拠とする無効審判の請求時期には除斥期間の制限があるが(同法第47条)、7号に関してかかる制限はなく、これらの規定に関する除斥期間の経過後も理論上適用され得る。除斥期間規定の立法意義を失わせないためにも、7号適用の際には、相応の違法性が要求されるべきである(11号の除斥期間経過と7号との関係について、三柏葉光紋事件(74)参照)。
- (14) 小野昌延編「注解商標法〔新版〕上巻」第225頁、前掲山田「商標法における公序良俗概念の拡大」第1863頁～第1872頁。
- (15) 三柏葉光紋事件(74)において、「第7号の規定は、第4条第1項の総括条項として規定されているものではない」と述べた上、「第7号の解釈の幅をむやみに広げて適用することは、商標法全体の整合性の点からばかりでなく、公序良俗の解釈の観点からみても適切なこととはいえない」と述べられている。

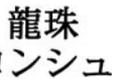
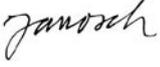
【商標法4条1項7号に関する最近の審判決一覧】

○：4条1項7号非該当，×：4条1項7号該当

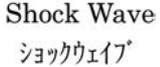
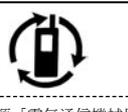
結論	本件（本願）商標	引用標章等	事件番号／説示等
○	秘書士	秘書技能検定	東京高裁H16(行ケ)206 / 2004.9.30 (不服2002-9946 / 2004.3.23) <b>【類型1】</b> 原審の判断：文部科学省認定の職業技能検定に「秘書技能検定」があり、秘書職務に必要なスキルを評価する公的資格であって人気のある資格として現に継続して運用されているため、本願商標に接する取引者等は「秘書技能検定」の他に秘書職に関する国家資格が存するかのごく誤信する可能性がある。 裁判所の判断：一般国民が「士」の付された名称に接した場合に一定の国家資格を付与されたものを表していると理解することが多いと一般的にいうことができて、①本件商標の実質の出願人である教育協会の行ってきた「秘書士」の称号認定が秘書教育分野における取引者等において周知となっていたこと、②「秘書士」と「秘書技能検定」の語が類似していないことから、本願商標をその指定役務に使用しても、取引者等をして秘書技能検定のほかに国家資格等が存するかのごく誤信せしめるものということとはできない(出願人：自然人)。
○	簿記士	—	第41類「秘書学を学ぶ者に対する資格の認定・資格の付与」
○	簿記士	—	査定不服審決：不服2003-2552 / 2005.6.22 <b>【類型1】</b> 一般に「士」の文字は身分や資格等を示す名称を表すために使用されており、博士・弁護士等のように使用が規制されている資格名称が存在する一方で、法律に準拠しない「士」の文字を含む名称等が使用されている事実もあり、「簿記士」の名称は格別その使用が制限されたものともいえず、公の機関が付与する資格等と紛らわしいものとも言い難いため、その使用が直ちに国家資格等の制度に対する社会的信頼を失わせるものとはいえない(出願人：自然人)。
○	簿記士	—	第35類「財務書類の作成又は監査若しくは証明」
×	医療保育士	保育士	査定不服審決：不服2002-15541 / 2004.9.1 <b>【類型1】</b> 厚生労働省所管の国家資格に「保育士」があり、児童福祉法では無資格者が「保育士」を名乗ることを禁止しており、医療と密接な関連を有する現場で働く保育士が育成・確立されつつあることからすると、その構成中に「保育士」の文字を有する本願商標に接する需要者等は、「保育士」以外に当該医療に関連した国家資格等が存するかのごく誤認する可能性があることは否定できない。請求人は学位名称として「医療保育士」を採択し、文部科学省・学位授与機構に申請している旨主張するが、学校における学位名称と商標登録の可否は本来的に別儀であり、該主張は採用できない(出願人：学校法人)。
×	医療保育士	保育士	第41類「子どもの心理療法に関する知識の教授、…他」、第42類「宿泊施設の提供、…他」
×	建物鑑定士	不動産鑑定士	査定不服審決：不服2002-17468 / 2004.12.3 <b>【類型1】</b> 国土交通省所管の国家資格に「不動産鑑定士」があり、不動産の鑑定評価に関する法律において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者による同名称の使用が禁止されていることからすると、「建物鑑定士」の文字よりなる本願商標に接する需要者等は、「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補」のほかに該不動産の鑑定評価に関連した国家資格等が存するかのごく誤信する可能性がある(出願人：特定非営利活動法人)。
×	建物鑑定士	不動産鑑定士	第36類「建物診断・改修計画と投資コスト判定、…他」
○	介護保険事務士	—	査定不服審決：不服2004-830 / 2005.5.19 <b>【類型1】</b> 本件商標の構成中「介護保険事務」の文字部分よりは「介護保険に関する手続等の事務」の意味合いを看取させ、一般国民が、末尾に「士」の付された名称に接した場合、国家資格者を表していると認識することが多いものの、「介護保険事務士」と同一・類似する名称の国家資格は存在せず、同名称が他の法律によって使用を規制されているといった事実も認められないことから、本願商標の使用が国家資格制度の秩序を乱すおそれがあるものと認めることはできない(出願人：財団法人)。
○	介護保険事務士	—	第42類「介護保険法に基づく保険給付の請求事務に関する代理・代行」
○	医療事務管理士	—	査定不服審決：不服2004-8051 / 2005.9.15 <b>【類型1】</b> 請求人(出願人)の子会社が行っている「医療事務管理士」の称号認定が、医療事務に関する教育分野における取引者等の間において周知となっており、「医療事務管理士」に類似する国家資格も存在せず、同名称が他の法律によって使用を規制されている事実も認められないことから、本件商標をその指定役務に使用しても、需要者をして国家資格の一つであるかのごく誤認を生じさせるおそれはない(出願人：株式会社)。
○	医療事務管理士	—	第41類「医療事務に関する知識の教授、…他」
×	園芸療法士	園芸療法士	査定不服審決：不服2003-8335 / 2006.1.17 <b>【類型1】</b> 「園芸療法士」は、兵庫県の認定する公的資格と同一名称であり、請求人(出願人)が代表者である全国大学実務教育協会のほか日本園芸療法士協会、I WAD環境福祉専門学校各団体等が認定する資格と同一名称であり、日本園芸療法普及協会では級制度を設けており、日本園芸療法研修会も独自の講座を開いていることから、①本願商標に接する需要者等は兵庫県の公的職業資格であるかのように誤認する場合があります、②「園芸療法士」の資格は各種団体の資格名称として使用されているため請求人のみが「園芸療法士」の文字を排他独占的に使用することは商取引における公正な秩序を乱すおそれがある(出願人：自然人)。
×	園芸療法士	園芸療法士	第41類「園芸療法学を学ぶ者に対する資格の認定・資格の付与」
×	 靴調整士	義肢装具士	査定不服審決：不服2004-18293 / 2006.2.7 <b>【類型1】</b> 厚生労働省所管の国家資格に「義肢装具士」があり、該資格を有する者は個人の身体の症状等に合わせた義肢装具の製作適合等を行うものであって、その職種の特性にかんがみ、医学的見地から靴の製作に関する業務を担当する義肢装具士が存在している実情もあり、また同資格名称は義肢装具士法により独占となっていることからすれば、本願商標に接する需要者等は国家資格である「義肢装具士」のほかに身体と装着物の適合に関連した国家資格等が存するかのごく誤信する可能性がある(出願人：自然人)。
×	靴調整士	義肢装具士	第37類「靴の修理、靴の形状寸法の修正」
○	情報処理士	情報処理技術者	査定不服審決：不服2003-9958 / 2006.3.27 <b>【類型1】</b> 原査定判断：情報処理に関して「情報処理技術者」等の国家資格が存在しており、本願商標をその指定役務に使用するときには一定の国家資格を取得するための教育であるかのように需要者を誤信させるおそれがある。 当審判断：当審において調査するも「情報処理士」と同一・類似の国家資格は存在せず、同名称と同一・類似の名称が他の法律によって使用を規制されている事実も見出し得ないため、本願商標をその指定役務に使用しても取引者等をして直ちに国家資格を表す名称の一つであるかのごく誤信を生じさせるおそれがあるものとはいえない(出願人：自然人)。
○	情報処理士	情報処理技術者	第41類「情報処理学を学ぶ者に対する資格の認定・資格の付与」
○	LAWYER	弁護士	査定不服審決：不服2002-6483 / 2004.6.1 <b>【類型1】</b> 「LAWYER」の文字は「弁護士」の意味を有する英語であることが知られているが、その他に「法律家、法律研究者、法律学者」の意味も有することから、本願商標に接する需要者等が、該文字を直ちに国家資格としての「弁護士」であることを表したものと認識することはないとみるのが相当である。
○	LAWYER	弁護士	第25類「被服」
○	みそ博士	—	査定不服審決：不服2004-20431 / 2006.2.10 <b>【類型1】</b> 本願商標はその構成中に「博士」の文字を有するとしても直ちに博士号の一種を表示したものと認識し把握されるものとはいえず、「みそ博士」の文字が「味噌の研究による博士号」を表示するものとして普通に使用されている事実も見当たらないため、本願商標に接する取引者等がこれを公的に認定された博士号であるかのごく誤信することはない。
○	みそ博士	—	第30類「みそ、みそだれ、みそ味のめんつゆ、…他」

結論	本件(本願)商標	引用標準等	事件番号/説示等
○	骨太博士 第29類「食用油脂、乳製品、食肉、卵、…他」	—	<p><b>査定不服審決：不服2005-164 / 2006.3.13 類型1</b></p> <p>本願商標の構成中「骨太」の文字は「骨の太いこと。骨格の丈夫なこと。」を意味するにすぎず、かかる語を「博士」の語と結合したとしても、「骨太、つまりカルシウムの摂取等の研究による博士号」なる意味合いを想起させるものとは認め難く、これに接する取引者等が「骨太博士」を公的に認定された博士号であるかの如く認識することはない。</p>
×	建設大臣 第9類「財務会計処理用コンピュータソフトウェア(記録されたもの)、…他」、第42類「…、電子計算機の財務会計プログラムの設計・作成又は保守」	建設大臣	<p><b>東京高裁H16(行ケ)196 / 2004.11.25 (不服2003-12035/2004.4.1) 類型2</b></p> <p>「建設大臣」という語が、国の行政組織に係る公的な名称を示すものとして認識され、取引社会において一定の商品等について公的な基準等を満たしていることを示す表示として用いられていることに照らすと、本願商標をその指定商品等に使用した場合は、その需要者等に対し、それらが従前の建設省の所管事務を統括していた建設大臣とかかわりがあるかのように、あるいは建設に関する行政分野を統括する大臣の名称であるかのように誤信させるおそれがあることは明らかである。</p>
×	福祉大臣 第9類「財務会計処理用コンピュータソフトウェア(記録されたもの)、…他」、第42類「…、電子計算機の財務会計プログラムの設計・作成又は保守」	厚生労働大臣	<p><b>東京高裁H16(行ケ)197 / 2004.11.25 (不服2003-12036/2004.4.1) 類型2</b></p> <p>「福祉大臣」という語は、あたかも「福祉に関する大臣」という国の行政機関の長を示す公的な名称として、あるいは福祉行政を担当する厚生労働大臣の別称を意味するものとして一般的に認識される可能性のあるものであり、取引社会において大臣名称が一定の商品等について公的な基準等を満たしていることを示す表示として用いられていることに照らすと、本願商標をその指定商品等に使用した場合は、その需要者等に対し、それらが福祉に関する行政分野を統括する大臣の名称であるかのように、あるいは厚生労働大臣とかかわりがあるかのように誤信させるおそれがあるというべきである。</p>
×	知的財産権登録審議会 第16類「印刷物」	—	<p><b>査定不服審決：不服2001-23759 / 2004.2.2 類型2</b></p> <p>本願商標中「審議会」の文字は、「政策立案等のために行政機関が設置する諮問機関」の意味を有するところ、経済産業省においては経済産業省設置法により産業構造審議会が設けられており、その下部機関として知的財産政策部会が設置されていることからすると、構成中に「審議会」の文字を有する本願商標をその指定商品に使用することは「知的財産権の登録等に関する政策のために行政機関が設置した諮問機関(審議会)」に関わるものであるかのように誤認を招くおそれがあり、社会公共の利益に反すると判断するのが相当である。</p>
×	日本不動産経営大学校 第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授、…他」	—	<p><b>査定不服審決：不服2000-19528 / 2004.6.4 類型2</b></p> <p>「大学校」の文字は「学校教育法によらないで、省庁など行政機関が管轄している大学程度の学校」を意味する語として広く一般に知られており、例えば気象大学校、防衛大学校、警察大学校等のように各行政機関の所轄の研修の分野を端的に表す語を「大学校」の前に冠して用いられていることも広く知られているため、本願商標をその指定役務に使用するときは、行政機関が管轄している大学校の名称を表示したものであるかの如く世人を誤解等させるおそれがあり、世人の信頼を裏切るばかりでなく、無用な混乱を生じ、ひいては公の秩序を害するおそれがある。</p>
×	不動産白書 第16類「年鑑」	土地白書	<p><b>査定不服審決：不服2003-17344 / 2005.10.14 類型2</b></p> <p>「白書」は、政治・経済・社会の実態及び政府の施策の現状について国民に周知させることを目的とした報告書的な内容の政府刊行物として一般国民に認識され、かつ、編集主体が各中央省庁であることに由来してその内容に信頼性を形成しており、国土交通省が「土地白書」を発行している事実からも、本願商標をその指定商品に使用した場合、政府刊行物としての「白書」に対する一般国民の信頼性を損なうものであって、取引者等は、政府発行の刊行物であるかのように誤認するおそれがある。</p>
○	全日本めんこ協会 第16類「紙類、…他」、第28類「おもちゃ、…他」、第41類「ゲーム大会の企画・運営又は開催、…他」	—	<p><b>査定不服審決：不服2003-399 / 2004.5.17 類型3</b></p> <p>「協会」の文字は特定の法律に準拠して設立される団体をいうものではなく、任意に設立・維持する会を意味するものであるから、本願商標は任意に設立された一種の会の名称を表示したものと看取されるべきであって、社会公共の利益等に反するものではなく、他の法律によってその使用が禁止されているものとも認められない(出願人：株式会社)。</p>
○	ドッグライフ カウンセラー協会 第41類「犬のしつけ・犬の飼育方法に関する知識の教授、…他」	—	<p><b>査定不服審決：不服2003-5623 / 2004.12.17 類型3</b></p> <p>請求人は任意に設立された団体の代表者であり、犬の飼育者に対し適切なアドバイスをする者を「ドッグライフカウンセラー」と称し、これの育成活動も行っている事情も勘案すれば、単に一個人が同文字を採択・使用するとはいえず、これを請求人(出願人)が商標として使用することが、他の法律等の制限を受けるという格別の事情もなく公序良俗を害するおそれがあるとするのもできない(出願人：自然人)。</p>
○	日本動物衛生 看護師協会 第16類「事務用又は家庭用のり及び接着剤、…他」、第41類「動物の衛生看護師…の資格付与のための資格試験の実施及び資格の認定・資格の付与、…他」	—	<p><b>査定不服審決：不服2004-2040 / 2006.1.23 類型3</b></p> <p>「協会」の文字は特定の法律に準拠して設立される団体をいうものではなく、「ある目的のため会員が協力して設立、維持する会」を意味するものであるから、本願商標は任意に設立された一種の会の名称を表示したものと看取されるべきであって、これが直ちに会社の称号を表したものといい得ないばかりか、特別の法律により設立された団体等であると誤認を生ずるものでもなく、他の法律によってその使用が禁止されているものとも認められない(出願人：株式会社)。</p>
×	皮膚疾患学会 第3類「石けん類、香料類、化粧品、歯磨き」	—	<p><b>査定不服審決：不服2000-6800 / 2005.8.23 類型3</b></p> <p>「皮膚疾患学会」の文字は「人の外皮の病気についての学者が、研究上の協力・連絡・意見交換などのために組織する会」を認識させるものであり、これをその指定商品に使用するときは、その需要者等をして実在する学会であると誤認せしめ、該商品がかかる学会と何らかの関係を持つものと理解させ、当該権威を利用して商品販路を拡大しようとする意図が何れも、正常な商取引秩序を害し、穏当なものといえない(出願人：自然人)。</p>
×	 RYA 第12類「ヨット、…他」、第14類、第16類、第18類、第24類、第25類、第26類、第27類、第28類、第41類		<p><b>査定不服審決：不服2000-17191 / 2004.3.23 類型3</b></p> <p>「Royal Yachting Association」(略称「RYA」)はマリンスポーツの世界的権威として知られ、わが国においても同協会公認のヨットスクールが存在する。本件商標中「RYA」の文字部分は同協会の使用する「RYA」マークに酷似しており、偶然の一致とは認め難く、このような本願商標を同協会と何らかの関係もない出願人が私的独占使用の目的をもって採択・登録することは国際信義に反し、公の秩序を害する恐れがあるといわざるを得ない(出願人：自然人、4条1項8号にも該当)。</p>
×	  第25類「被服、ガーター、靴下止め、…他」	—	<p><b>査定不服審決：不服2001-8600 / 2005.3.25 類型3</b></p> <p>本願商標はパリ交通公団の回数券等を想起させるものであり、パリ交通公団と何らかの関係のない出願人が当該回数券のデザインと構成等をほぼ同じくする極めて類似した本願商標をその指定商品に付して我が国において販売することは社会一般の道徳観念に反し公の競争秩序を乱すものであり、出願人が本願商標を採択等することは国際信義に反するといえる。</p>

結論	本件(本願)商標	引用標章等	事件番号/説示等
○	 第42類「気象情報の提供、建築物の設計、測量、…他」	ISF (国際競技連盟)	<b>査定不服審決：不服2004-22937 / 2006.3.31 類型3</b> たとえ「ISF」の文字が「国際競技連盟(International Sports Federation)」の略称として使用される場合があるとしても、同連盟の略称としては「IF」も多数使用されており、また、「国際海運連盟(International Shipping Federation)」、「国際宇宙工場(Industrial Space Facility)」当を表す略語として使用される場合もあり、本願指定役務と「国際競技連盟」の業務との関連は薄いものと言わざるを得ないため、本願商標に接する需要者等は、必ずしも国際競技連盟の略称のみを想起し請求人が同団体と何らかの関係があるかのごとく誤認するおそれがあるということとはできない。
×	KILL 第25類「被服、履物、…他」、第28類「運動用具」	—	<b>査定不服審決：不服2000-7441 / 2004.5.31 類型4</b> 本願商標は「殺す、殺害する」等の意味を有する英語として広く知られている「KILL」の文字を表してなるところ、これは恰も人命を軽視するかの如く他人に不快な印象を与えるおそれがあるから、これを商標として登録し、その指定商品に使用することは公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある。
○	BANDIT 第28類「釣り具」	—	<b>査定不服審決：不服2004-5006 / 2006.1.10 類型4</b> 「BANDIT」の語がフランス語で「強盗」を意味するものであるとしても、フランス語は我が国において英語ほど親しまれている言語ではなく、「BANDIT」の語自体も広く一般に知られているとはいえないから、該語に接する取引者・需要者は直ちに特定の事物・事象等を何ら想起し得ないものとみるのが相当である。
×	 第9類「録画済みビデオテープ及びビデオディスク、…他」、第16類「印刷物」、第41類「知識の教授、…他」	—	<b>査定不服審決：不服2004-21835 / 2006.3.2 類型5</b> 学校教育法において規定される「学校名称の専用」の趣旨は公の秩序に関する事柄として十分に尊重されるべきものであり、また、近時大学においては「経営大学院」を新設し、時代のニーズに合わせた組織改変に取り組んでいる実情も考慮すれば、本願商標がその指定商品等に使用される場合は、それに接する一般公衆に対し、学校教育基本法に基づいて設置された「大学院」という教育施設名称を表示したものと誤解させるおそれが多分にあり、学校教育制度に対する社会的信頼を失わせることにもなる。
×	広島調理師専門学校 第41類「芸芸・スポーツ又は知識の教授」	—	<b>査定不服審決：不服2004-4003 / 2005.12.13 類型5</b> 学校教育法は、「専門学校」と称することができる教育施設の範囲を法定しており、専門学校の中には調理師となるための教育を「調理師専門学校」の名称の下に行うところが少なからず存する。請求人(の所属する学校法人)が「広島酔心調理師専門学校」の名称からなる専門学校の設置について認可を受けていることは推認し得るものの、同人が「広島調理師専門学校」なる専門学校の設置について認可を受ける予定があるとは認め難く、これを指定役務について使用した場合は、認可を受けた専門学校が提供する役務であるかのように一般世人をして誤信させるおそれがある。
○	 第41類「経営に関する知識の教授、…他」	—	<b>査定不服審決：不服2004-12868 / 2005.12.14 類型5</b> 「経営者大学」の文字は、異業種交流・後継経営者の育成等を目的とした「知識の教授」等において広く使用されているのが実情であるから、本願商標をその指定役務に使用するときは自他役務の出所識別標識機能を有していないか極めて弱いとみるのが取引実情よりみて相当である。学校教育法において同法1条に掲げる大学等以外の教育施設がその名称を用いてはならない旨が規定されているとしても、「経営者大学」の文字自体の出所識別機能が極めて弱いものであるため、本願商標が直ちに学校教育法に基づいて認可を受けた「大学」であるかのごとく世人を誤信・欺瞞し又は社会公共の利益に反するものということとはできない。
○	北海道動物総合学院 第41類「動物の美容・家庭犬の訓練・動物の看護のための理論と技術の教授」	—	<b>査定不服審決：不服2004-12676 / 2006.2.9 類型5</b> 「学院」の文字が「学校の異称」として一般に用いられる語であることは認められるが、学校教育法では、「学校」(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園)、「専修学校」及び「各種学校」の範囲が法定されており、同法が定める各学校の名称使用の禁止を規定していることから、本願商標中「学院」の文字が「学校の異称」であるとしても、これをもって直ちに学校教育法にその使用が禁止されているものとはいえないものである。
○	Tokyo Glass Company 第9類「眼鏡、加工ガラス(建築用のものを除く)、…他」	—	<b>査定不服審決：不服2002-22743 / 2004.11.8 類型5</b> 本願商標は出願人の商号(エステール(株))と相違するものの、本願商標中「Company」の文字は「会社」「一団」「仲間たち」等の意味を有するよく知られた英語であって、これが会社の商号を表すためのみに使用されるものとはいえないものであるから、「Tokyo Glass Company」の文字は必ずしも会社の商号とは認識し得ないものであって、これを出願人が商標として使用することが商取引の秩序を混乱させるものとは認められない。
×	女性市民バンク 第35類「経営の診断及び指導」、第36類「資金の貸付け」、第41類「知識の教授」	—	<b>査定不服審決：不服2002-14945 / 2004.9.24 類型5</b> ①銀行法は、銀行でないものがその商号中に銀行であることを示す文字を使用することを禁じているが、その趣旨は銀行業務の公共性にかんがみ、銀行でない者が「銀行」と紛らわしい表示を用い、一般国民に不測の損害を及ぼすことのないようにしたものであり、この趣旨は商取引の秩序・公の秩序に関する事柄として十分に尊重されるべきものである。 ②銀行業の営業について認可を受けていない請求人が「バンク」の文字を含む本願商標を採択使用することは、銀行法の趣旨に反するばかりでなく、その役務に使用する場合は「銀行」による役務であるかの如く世人をして誤認せしめ、金融制度に対する社会的信用を失わせることになる。
○	携帯銀行 第9類「耳栓、…他」、第42類「気象情報の提供、…他」	—	<b>査定不服審決：不服2004-11961 / 2006.2.14 類型5</b> 本願商標「携帯銀行」が補正後(第36類削除)の指定役務等との関係において、銀行法に規定する「銀行」又はその商号を表示する語として理解、認識されるものとは認められないものであるから、同法6条2項(銀行でないものについて銀行の文字の使用を禁止するもの)の規定に該当するものということとはできない。
○	赤毛のアン (Anne of Green Gables) 第36類「預金の受入れ(債権の発行により代える場合を含む。）」及び定期預金の受入れ、…他」	赤毛のアン (Anne of Green Gables)	<b>査定不服審決：不服2002-22841 / 2005.1.21 類型5</b> カナダの小説家モンゴメリー著作の小説「赤毛のアン」(原題「Anne of Green Gables」)が児童文学の傑作として世界中で親しまれ、同小説がカナダの文化資産的性格を有するに至っているとしても、同小説の日本語訳の題号であり主人を指す「赤毛のアン」の文字表記を商標として使用することが、国際信義、公序良俗に反するとすべき相当の理由は認められない。
○	Yellow Submarine 第28類「遊技用器具、ビリヤード用具、…他」		<b>異議決定：異議2004-90606 / 2005.11.10 類型5</b> 申立人は「Yellow Submarine(イエロー・サブマリン)」の楽曲、映画及び映画にかかるイラストについて著作権を有しており、本件商標は「他の法律によってその使用が禁止されている商標」である旨主張するが、本件商標の使用が他人の著作権と抵触するものであっても、商標法4条1項7号に規定する商標に当たらないと解するのが相当であり、同号審査基準にいう「他の法律によってその使用が禁止されている商標」には該当しないものというべきである(東京高裁H12(行ケ)386キュービー図形事件)。

結論	本件（本願）商標	引用標章等	事件番号／説示等
36 ○	 龍珠 ロンシュ	ドラゴンボール (中国名：龍珠)	<b>査定不服審決：不服2003-9600 / 2005.12.26 類型5</b> 本願商標が、漫画のタイトル名である「ドラゴンボール」(原作：鳥山明、出版社：集英社)の中国語とその読みであるとしても、本願指定商品との関係においては、前記漫画のタイトルを直ぐに想起、認識するものとも言い難く、全体として一種の造語と判断するのが相当であるから、上記出版社(原作者)と関係のない出願人が商標として採択使用することが穏当でないとは言えない。
37 ○		トラアヒル	<b>査定不服審決：不服2002-14746 / 2004.4.30 類型5</b> 本願商標は、ポーランド生まれの画家・作家「Janosch」の絵本等に登場するキャラクターである「トラアヒル」を描いたものであるが、請求人提出の証拠によれば、請求人は本願商標の正当な権利者・版元・日本における独占代理権を有する権利者より、本件図形標章について日本国において自己名義より使用し登録出願する権利を有する旨の許諾を受けている事実が認められるため、4条1項7号に基づく拒絶理由は解消した。
38 ×	東京国際特許事務所	—	<b>異議決定：異議2002-90277 / 2004.10.26 類型5</b> 本件商標登録出願後に異議申立人がその事務所名称を「東京国際特許事務所」に変更登録したことにより、本件商標権者は商標登録査定時において日本弁理士会会則第43条の規定により同名称を日本弁理士会に登録することができずその使用を禁止されていたのであるから、同会則に反するような事務所名称の商標登録を容認することは、公正な取引秩序の維持及び需要者の利益を損なうものといわざるを得ない。
39 ○	cosme-in	—	<b>査定不服審決：不服2004-15082 / 2006.1.23 類型5</b> 本件商標は「化粧品」を意味する「cosmetic」の略称である「cosme」を含むものであり、化粧品の商取引が業事法によって規制されており、本願指定商品中にはこの規制対象になっていない健康食品等が含まれるとしても、本願商標は構成全体をもって一種の造語と認識されるものであって、本願商標をその指定商品に使用した場合、該文字全体から直ちに該商品を「化粧品」と誤認するとは言い難いため、本件商標を採択・使用等することが穏当でないとはいえない。
40 ×		梅露庵	<b>査定不服審決：不服2002-21090 / 2004.9.7 類型6</b> 「梅露庵」は、岐阜県恵那市長島町永田にある地名であって、西行法師が庵を結んだと伝えられ、現在もその屋敷跡の平地が残されており、その場所を公園化し地域のシンボルとする事業がすすめられていることから、請求人による本願商標の取得は、地域の公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害し、公共の利益を損なう結果にいたることを知りながら、同名称による利益の独占を図る意図でしたものといわざるを得ない。
41 ○		松林庵	<b>査定不服審決：不服2002-21088 / 2004.11.4 類型6</b> 「松林庵」は、岐阜県恵那市の文化財であって伝西行史跡の名称であることが認められるが、同史跡は広く一般に知られているとは言い難いものであるから、本願商標が特定の文化財を想起させるものと認めることはせず、本願商標は特定の意味を有しない一種の造語と認識・把握されるとみるのが相当である。
42 ×		日田祇園	<b>査定不服審決：不服2001-11794 / 2005.10.19 類型6</b> 「日田祇園」は、大分県日田市で開催される有名な夏祭りの名称と認められ、誰もがその標章の使用を欲するところ、当該祭りの主催者でない請求人に同標章の独占的使用権限を取得させることは競合業者による同標章の使用を不可能・困難とするだけでなく、無用の混乱を招くおそれがあるため、本願商標は「日田祇園」名称による利益の独占を図る意図で登録出願されたものといわざるを得ず、公正な競合秩序を害するおそれがある。
43 ○	木曾川うかい 木曾川鶴飼	木曾川鶴飼	<b>査定不服審決：不服2003-25122 / 2005.10.21 類型6</b> 原査定の判断：「木曾川鶴飼」は有名な観光行事として広く知られる語であるから、土産用の菓子を製造する者に広く自由に使用されるべきものであり、一私人である出願人が自己の商標として使用することは商取引の秩序を混乱させ、社会公共の利益に反することとなる。 当審の判断：本件商標をその指定商品について使用することが、商取引の秩序を混乱させ、社会公共の利益に反し、ひいては公の秩序を乱すおそれがあるともいえず、社会の一般的道徳観念に反するものとも、他の法律によって使用が禁止されているものともいえない(出願人：株式会社)。
44 ×	日本代表チーム Japan National Team	—	<b>査定不服審決：不服2003-7374 / 2006.1.25 類型6</b> 「日本代表チーム」「Japan National Team」の語はオリンピック競技などの国際競技大会において国の代表選手から編成されるチームを指称する語として一般に使用され、その主催者は標章等の商品化権・使用権を設定することで大会費用の一部を賄っていることからすると、本願商標を国際競技大会の一主催団体である請求人((財)日本サッカー協会)が独占して使用等することは他の国際競技チームがこれを使用等する自由を制限し、需要者に誤認混同を惹起せしめることになるから、社会公共の利益に反し穏当ではない。
45 ×	高知県統一模試	—	<b>査定不服審決：不服2003-19494 / 2005.9.26 類型6</b> 民間業者が国家試験や入学試験に先立って「〇〇統一模試」の文字を使用した模擬試験を行っていることは広く一般に知られており、また、各地の塾業者が独自の「県内統一模試」を実施している実情からすると、本願商標は排他的使用に適さない独占適応性の乏しいものというほかなく、これを一私人の商標として登録することは公の秩序を害するおそれがある。
46 ○			<b>査定不服審決：不服2004-16799 / 2006.3.3 類型6</b> 原査定の判断：本願商標は、環境保護を自己宣言した企業がISO14021国際規格に基づいて商品に付ける「メビウスループマーク」と類似する図形を主たる構成要素とするものであり、該図形は広く一般に使用され極めて公共性の高いものであるから、一私人である出願人が商標として採択することは穏当でない。 当審の判断：本願商標と「メビウスループマーク」は、外観において相紛れるおそれなく、本願商標をその指定商品に使用することについて、社会公共の利益又は一般的道徳観念に反したり、他の法律によって禁止されているとみるべき事情は見出すことができない。
47 ○	健身計画	全民健身計画	<b>査定不服審決：不服2004-21835 / 2006.3.2 類型6</b> 「全民健身計画」が、中華人民共和国が全国民にスポーツを普及等させる目的で1995年に始めた健康増進策を表す名称であることは認められるが、当該名称が我が国において一般に知られているとは認め難いものであり、本願商標に接する取引者が直ちにかかる政策を想起、認識するとは言えず、これを商標として採択、使用することが直ちに中華人民共和国国家の威信を損なうとまではいえず、国際信義に反するものといえることはできない。
48 ○		Janosch	<b>査定不服審決：不服2002-14745 / 2004.4.30 類型7</b> 本願商標はポーランド生まれの画家・作家「Janosch」(ヤノッシュ)の文字を普通に用いられる方法で書けるが、出願人は、本件商標の正当な権利者及び版元、並びに日本における独占代理権を有する権利者より「Janosch」標章について日本国において自己名義より使用し登録出願する権利を有する旨の許諾を受けている事実が認められるため、これを自己の商標として採択使用しても穏当でないとはいえない。

結論	本件(本願)商標	引用標章等	事件番号/説示等
49 ○	WILLIAM MORRIS ウィリアム・モリス <small>第30類「コーヒー及びココア、他」</small>	WILLIAM MORRIS	異議決定：異議2003-90443 / 2004.6.3 [類型7] William Morrisはデザイナー・社会主義運動家等として活躍した事実は認められるが、国民的英雄とみられるものではなく、死後100年以上経っており、本件商標の指定商品の分野にまで広く認識されていたものと認めることはできないため、本件商標をその指定商品について使用することが他人の名声を利用する行為とまではない得ず、国際信義に反するものとも認められない。
50 ×	 <small>第14類、第16類、第18類、第21類、第24類、第25類、第42類</small>	John Fitzgerald Kennedy	査定不服審決：不服2002-15736 / 2004.8.20 [類型7] 本願商標は図形部分が星条旗をデザイン化したものと容易に理解され、「KENNEDY」の文字部分が概図形部分との関係からアメリカ合衆国第35代大統領John F. Kennedy氏を想起せしめるため、本願商標を一人である請求人が私的独占使用を目的として採択することはアメリカ合衆国の尊厳ひいては国際間の信義則を保つ観点から穏当ではない。
51 ○	HENDRIX <small>第9類「電気通信機械器具、…他」、第16類「紙類、…他」、第41類「レコード原盤・…の製作、…他」</small>	Jimi Hendrix	異議決定：異議2003-90686 / 2004.9.22 [類型7] ジミ・ヘンドリックスがロックギタリストとして音楽に関心を持つ者の間に広く認識されていたものであることを認めることができるが、むしろその略称表記は「ジミヘン」であるとみるのが相当であり、商標権者が本件商標をその指定商品等に使用しても、本願商標に接する需要者等をしてジミ・ヘンドリックスを想起させるものではなく、国際信義に反するものであるということとはできない。
52 ×	 <small>第16類、第41類</small>	Pablo Ruiz Picasso	異議決定：異議2003-90522 / 2004.12.1 [類型7] 本件商標「Picasso World (図形)」を商標権者が採択したことは、画家ピカソの名声に便乗し、本件商標の使用の独占を図るといえるものであり、不正の目的が窺われる。一私人が世界的に著名な画家の名声をその遺族の承諾もなく使用することは故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、我が国の国際的な信用を損なうおそれがあり、国際信義に反するものである。
53 ○	BABY BEETHOVEN <small>第3類、第9類、第12類、第14類、第16類、第18類、第20類、第25類、第28類、第41類</small>	Ludwig van Beethoven	査定不服審決：不服2004-6824 / 2005.4.6 [類型7] 本願商標中にドイツの作曲家として知られる「BEETHOVEN」を含むとしても、同人の没後180年近く経過し、同人の遺族並びにその遺産の管理財団等を確立することができない現在においては、本願商標を指定商品等に使用することが特定の国若しくはその国民を侮辱し、国際信義に反するということができない。
54 ×	 <small>第31類「バラの花、バラの水、バラのドライフラワー、他」</small>	ダイアナ妃 (Diana's Legacy in Roses)	無効審決：無効2004-89070 / 2005.6.30 [類型7] 本件商標からはバラとの関わりが強い元英国皇太子妃の「故ダイアナ妃」が連想・想起され、今日に至っても世界の多くの人々に敬愛されて止まない同妃の名声を利用せんがために出願されたものと推認でき、同妃の遺族等の承諾を得たものとも認められないため、同妃の遺族等とは何らの関係もない商標権者がこれを独占的に使用することは穏当性を欠き、国際信義に反し、公の秩序を害するおそれがあるとみるのが相当である。
55 ○	マティス <small>第20類「洗面化粧台、洗髪洗面化粧台、…その他の家具」</small>	アンリ・エミール・ブワ・マティス	査定不服審決：不服2004-25936 / 2006.2.22 [類型7] 本願商標は、指定商品との関係においては、フランスの画家として知られる「Henri Matisse (1869-1954)氏」の略称であると直ちに想起、認識されるとは言い難いため、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのないものと判断するのが相当である。
56 ○	雷蔵外伝 <small>第9類、第28類</small>	市川雷蔵	査定不服審決：不服2004-19043 / 2006.1.19 [類型7] 本願商標は、指定商品との関係においては、映画俳優として知られる「市川雷蔵 (1931-1969)氏」の略称であると直ちに想起、認識されるとは言い難いため、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのないものと判断するのが相当である。
57 ○	山内一豊の妻 <small>第30類「菓子及びパン」</small>	山内一豊の妻・千代	査定不服審決：不服2004-15436 / 2006.3.6 [類型7] 山内一豊の妻は、土佐藩の初代藩主になった夫・一豊を内助の功で支えた賢妻として知られており、現在(審決時)、山内一豊と妻・千代の物語を描いたNHK大河ドラマ「功名が辻」が放映されているが、本願商標をその指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものとはいえない。
58 ×	 <small>第30類「うどんめん」</small>	坂本龍馬	査定不服審決：不服2003-18931 / 2006.2.1 [類型7] 「坂本龍馬」は、各種辞典等によれば一般によく知られている歴史上の人物と認められ、また、新聞記事情報・インターネット記事等によれば郷土高知市はもとより国民一般に広く敬愛され慕われている人物であることから、「坂本龍馬」と同人と認められる図を有する本願商標を、同人と何らの関係もない請求人がその指定商品について私的独占使用の目的をもち採択し、これを商標として登録することは、公正な競争秩序を害するおそれがあり、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものというのが相当である。
59 ○	AND <small>第36類「損害保険の引受け、…他」</small>	AND:アンドラ公国 (Principality of Anforra)	査定不服審決：不服2002-3147 / 2004.5.7 [類型8] 本願商標がヨーロッパに在する「アンドラ公国」の国名コードとして記載されている例があるとしても、我が国において一般に知られているとはいえず、我が国の外国語の普及程度からすれば、英語の等位接続詞「and」として把握、認識される場合も少ないため、本願商標より直ちにアンドラ公国を想起、認識することはないというべきである。
60 ○	アオシス AOSIS <small>第9類「理化学機械器具、測定機械器具、…他」</small>	AOSIS:小島嶼国連合 (Association of Small Island States)	査定不服審決：不服2001-3717 / 2004.6.17 [類型8] 「AOSIS」が「小島嶼国連合」を意味する「Association of Small Island States」の略語であるとしても、これが「アオシス」と呼ばれて我が国において一般に知られているという事実は見せず、かえって請求人(ビクターエンタテインメント)の商品等を表示する商標としての認識の方が高く、本願商標より直ちに「小島嶼国連合」を想起することはないというべきである。
61 ○	 <small>第42類「ラーメンを主とする飲食物の提供」</small>	満州国	査定不服審決：不服2002-19921 / 2004.12.1 [類型8] ラーメン店においては風味を示すために中国の地方名称を店名にいれ「四川ラーメン」「広東ラーメン」のように使用されている実情があることから、本願商標中「満州」の文字は、四川・広東等と同様に中国東北部一帯の旧地域名を表したものと認識され、「満州国」を認識させるものではなく、これを採択使用することが国際信義に反するとは認められない。
62 ×	CHAMPAGNE シャンパン <small>第14類「貴金属、貴金属製食器類、…他」</small>	CHAMPAGNE	無効審決：無効2002-35301 / 2004.9.15 [類型8] ①4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標」には、著名な原産地名称を含む表示からなる商標を同17号によって商標登録を受けることができないとされているぶどう酒等以外の商品に使用した場合、当該表示へのただ乗り又は希釈化を生じさせるおそれがある等公正な取引秩序を乱すおそれがあると認められるものや国際信義に反すると認められるものも含まれると解すべきである。 ②本願商標を指定商品に使用するとき、著名な「CHAMPAGNE/シャンパン」へのただ乗りおよび同表示の希釈化を生じさせるおそれがあるばかりでなく、国を挙げてぶどう酒等の原産地名称等の保護に努めているフランス国民の感情を害するおそれがある。

結論	本件(本願)商標	引用標章等	事件番号/説示等
63 ×	 ボルドーシック BORDEAUX CHIC	BORDEAUX	異議決定：異議2002-90289 / 2005.9.8 類型8 ①「ボルドー (Bordeaux)」は、商品の色を表示するものと理解できる箇所や「カラー」等の文字とともに表示する場合には「赤葡萄酒のような色」を表すものとして需要者に理解されるが、指定商品の出所を表示するものとして使用する場合には、「ボルドー地方から産出する葡萄酒」や葡萄酒の集散地としての「地名」の語義を想起、連想するのが相当である。 ②本願商標を指定商品に使用するときは、著名な「BORDEAUX/ボルドー」の表示へのただ乗りおよび同表示の希釈化を生じさせるおそれがあるばかりでなく、ボルドー地方のぶどう生産者等とはより国を挙げてぶどう酒等の原産地名等々の保護に努めているフランス国民の感情を害するおそれがある。
64 ×	 Shock Wave ショックウェイブ	SHOCK WAVE	異議決定：異議2001-90867 / 2003.9.25 類型9 「SHOCK WAVE」は申立人の企画する音楽イベントの興行を企画又は運営する商標として業界で知られていたものと推測され、同イベントの担当者としてイベントに関与していた商標権者が、申立人の会社を退職後、不当に自己の新会社の業務を有利にし向け、申立人の当該業務を抑制するために、引用商標の登録がされていないことを奇貨として、申立人に無断で、引用商標と略同一の本件商標を、先取的に商標登録出願し商標権を取得したものとみるのが相当である。
65 ×	いんふいと	インフィット工法	異議決定：異議2003-90252 / 2004.3.5 類型9 「インフィット工法」は、本件商標出願前から申立人が使用し、商標権者も申立人の社員としてかかる使用に関与していたことから、商標権者による本件商標の採択・使用の意図は引用商標の存在と偶然に一致したものと認め難く、申立人が引用商標を使用している事実をその社員として知っていて出願したものとみざるを得ず、かかる行為は公正な商取引の秩序を混乱させ、社会公共の利益及び公の秩序に反するものである。
66 ×	COMEX	COME X	東京高裁H16(行ケ)219 / 2005.1.31 (無効2003-35192) 類型9 原告(商標権者)による本件商標出願は、「COMEX」商標が被告(無効審判請求人)製ダイバーウォッチの高い性能と信頼性の証とされていることを熟知しながら我が国に同商標が登録されていないことを奇貨として先取的にされたものであり、同商標を原告商品に使用すれば需要者の混同を招くばかりでなく、ただ乗りの使用によって被告の信用が毀損され、ごく少数の者に使用されることによって希少性と名声を保持している同商標が希釈化され、その価値が損なわれることは明らかである。
67 ×	 Star Bolt スターボルト		無効審決：無効2004-35086 / 2004.10.28 類型9 本件商標の「Star Bolt」部分と引用商標とは色彩を除けば同じであって、偶然一致したものと認め難く、被請求人(商標権者)は周知著名な引用商標(米国法人から請求人が譲受)の存在を知って本件商標を出願したものと優に推認できるものであって、酷似した図形を被請求人が自ら創作したとは考え難く、かかる被請求人の行為は、請求人所有商標のデザインを盗用する意図をもってされたものといわざるを得ない。
68 ×	SHUNKAN	SHUN KAN	無効審決：無効2004-35062 / 2004.12.17 類型9 ①ある商標をその指定役務に登録し、これを排他的に使用することが、当該商標をなす用語につき商標出願人よりもより密接な関係を有する者等の利益を害し剽窃的行為であると評することのできる場合も、4条1項7号にいう一般的道徳観念に反する場合に含まれると解すべきである。 ②被請求人による本件商標の取得行為は、商標権者自らがその使用を前提としてされたものとは認め難く、請求人に係るレストラン街の愛称として東京周辺において広く知られている使用商標の使用を阻害し、請求人の営業の妨害を図ってなされたものといわざるを得ない。
69 ×	アオレンジャー	アオレンジャー (秘密戦隊ゴレンジャー)	査定不服審決：不服2004-21656 / 2006.2.27 類型9 「アオレンジャー」は、現在も人気の高い過去の放送番組「秘密戦隊ゴレンジャー」(石ノ森章太郎原作)に登場するキャラクターの一人であり、請求人(出願人)が、本件商標出願と同一の出願日に「アオレンジャー」以外のキャラクターである「キレンジャー」「ミドレンジャー」「モモレンジャー」の登録出願をしている点をも考慮すると、本件商標は同番組のキャラクターに準拠し、これを剽窃して登録出願したというべきである。
70 ×			異議決定：異議2005-90263 / 2005.12.28 類型9 本願商標は、警視庁のシンボルマスコットとして広く知られている引用標章とさきわめて近似するもので、著名な引用商標を一種ブラックユーモア的に歪めて表現したものというのが相当であり、商標権者はかかる引用標章を容易に想起又は連想させる本件商標を剽窃的に採択・使用するものといわざるを得ず、このような行為に基づいて登録された本件商標は社会の一般的道徳観念に反し、公序良俗を害するおそれがある。
71 ×		 モバイルリサイクルネットワーク	異議決定：異議2003-90831 / 2005.12.28 類型9 引用商標は、本件商標登録出願日よりサイクル事業を表示する標章として著名になっていたものであり、商標権者は、当該引用商標が商標登録されていないことを奇貨として、引用商標と酷似した本件商標を採択し、不正の目的をもって使用するために、登録出願をしたものと推認される。このことは、本件商標を含めた登録商標の荒渡しを示唆する申し入れをした事実からも窺うことができる。
72 ×	kränzle	kränzle	知財高裁H17(行ケ)10668 / 2006.1.26 (無効2004-35065) 類型9 原告(商標権者)は、不正者目的をもって、被告(無効請求人)に無断で被告の販売代理店であることを示す資料のみをもって、被告等の同意又は承諾があるものとして本件出願行為をし、その登録を受けたものであるから、被告等の標章を剽窃したものというべきであり、本件商標の登録出願の経緯には著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その商標登録を認めることは国際信義に反するものであって、到底容認し得ない。
73 ×	がんばれニッポン	がんばれニッポン	無効審決：無効2003-35347 / 2004.7.20 類型9 引用標章「がんばれニッポン！」は、本願商標出願時以前より周知著名となっていた標章であり、本件商標と引用標章とは類似のものとも認められることから、本件商標が引用標章と偶然一致したものと認め難く、被請求人(商標権者)はJOC及びJOC協賛企業が引用標章を使用していることを知り得て本願商標を採択・出願したものと優に推認できる。とすれば、被請求人の本件商標出願行為は、恰もJOCの協賛企業であると誤信させ、社会的に貢献していることの企業イメージを得ようとする意図をもってされたものといわざるを得ないものであるから、本件商標は、社会通念上商道徳に反するものであり、公正な商取引秩序を乱すおそれがある。
74 ○			無効審決：無効2005-89031 / 2005.12.26 類型9 ①商標法は、4条1項において不登録理由として1号から19号までの事由を規定しているところ、7号の規定は、4条1項の総括条項として規定されているものではない。 ②47条(除斥期間)の関係から11号を無効理由とする審判請求ができない状況になっているが、本件商標が仮に4条1項11号に反して登録された状態になっているとしても、11号のような私益的理由自体は上記①のように解される7号の規定に該当するものとは認められず、7号の解釈の幅をむやみに広げて適用することは商標法全体の整合性の点からばかりでなく、公序良俗の解釈の観点からみても適切なこととはいえない。

(原稿受領 2006.6.30)